

エバーニュース

# EVER NEWS

vol.24 平成28年3月13日 発行

エバー総合法律事務所では、個人のお客様と法人のお客様に身近な法律問題をニュースレターでお届けします。



● [連載] 相続 その5 遺産分割調停の進め方①

■ 無料相談会のご案内

● [連載] 最近の法改正 その1

● 料金のご案内／事務所のご案内



## 相続その5 遺産分割調停の進め方①

遺産分割の交渉が困難になった後の、家庭裁判所での調停手続について述べます。

調停手続は、裁判所での話し合いの手続ですが、当事者が裁判所で直接相対で話し合うということではありません。通常は調停委員2名と調停官（裁判官）とで調停委員会というチームを形成し、主に調停委員が当事者間の仲立ちをします。双方の話を聞きながらお互いの譲歩を求め、解決を目指します。法律に基づいた解決を目指しますが、感情が対立する事案では必ずしも法律だけでの解決もできませんので、双方の譲れない線を配慮しつつ利害を調整しながら進めていきます。

進め方としてはVol22,Vol23（ホームページに掲載）で取り上げましたように相続人の確定、相続財産の確定、遺言の有無などの前提事実を確認します。その中でよく主張されるのが、①被相続人のために特別の貢献をした（「寄与分」）、②一部の相続人が生前に贈与を受けた（「特別受益」）、③死亡の前後にわたり一部の相続人が預金を引き出したという主張です。「特別受益」、「寄与分」については別の機会に詳しく述べることにしますが、一部の相続人からこれらの主張を認めることを条件に話し合いに応じるとの対応がされることがあり、調停が長引く理由になります。他の当事者がそれらの主張に理解を示すのであれば、話し合いにもその内容が反映されますが、拒否されることもあります。その場合には、主張する側にまず証拠を求め、双方の譲歩が可能かどうか話し合いの継続の可否を探ります。これらの内容が障害になってどうしても話し合いができない場合には、調停は不調（不成立のことです）になり「審判」へ移行します。「審判」とは「裁判」の一種です。審判官（裁判官）が双方の主張や証拠から遺産分割の方法を判断します。この際に注意が必要なのは、上記③については審判の対象にはなりません。また、預貯金（一部の預貯金は除きます）や現金などは、相続人全員で遺産分割の対象とする合意がないと審判の対象にはなりません。ですから遺産の範囲の合意もできないと限られた遺産のみの審判となってしまいます。遺産分割の調停、審判は当事者のみで行うことは可能ですが、遺産の調査、主張の仕方、手続の進め方など技術的・戦略的な面もありますので、予め弁護士に相談することをお勧めします。

### Information

#### 無料相談会のご案内

平成28年3月15日(火)、3月23日(水)、3月31日(木) のいずれも  
午後3時から午後6時の間に、お一組様各30分で無料相談を承ります。

ご希望の方は当事務所までお電話にてご予約のうえでお越しください。  
なお、今後の無料相談会の予定については当事務所のホームページにてご案内いたします。

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



事業者の方へ  
最近の法改正  
その1

昨年も多くの法律の制定や改正があり、マイナンバーの制度が設けられた点も重要ですが、これは既に取上げましたので (VOL18参照)、事業者の方に影響するものを以下に掲げます。

会社の経営に関しては、「会社法」の改正がありました。①社外役員の要件の厳格化、②監査等委員会設置会社制度の創設、③株式会社の完全親会社の株主による代表訴訟の制度（多重代表訴訟制度）の創設、④株主による組織再編等の差止請求制度の拡充、⑤詐害的会社分割への債権者保護などです。平成27年5月1日に施行されています。詳しくは別の機会にご紹介します。

事業承継に関しては、「中小企業における経営の承継の円滑化に関する法律」の改正がありました。後継者が贈与を受けた株式等を関係者の合意により遺留分の算定の対象から除外等をする制度が既に設けられており、対象が親族内承継に限定されていましたが、改正では親族外承継の際にも適用できるよう制度が拡充されました。

労働法制ではパートタイム労働者や労働派遣についての改正がありました。パートタイム労働については、「短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律」があります。改正法は平成27年4月1日に施行されていますが、改正点は、①職務内容が正社員と同一、職務の内容及び配置の変更が正社員と同一の場合に、差別取扱いの禁止、②正社員と短時間労働者との待遇の相違がある場合には、その相違が合理的なものであること、③雇用管理改善についての説明義務、④相談体制の整備義務、が設けられました。

派遣法（「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律」）の改正は、平成27年9月30日に施行されています。改正点は、①労働者派遣事業のこれまでの区別を廃止し、すべて許可制へ一本化されたということ、②期間制限の見直し（派遣先の同一の事業に対する派遣期間、派遣労働者個人の派遣期間はそれぞれ原則3年）、③キャリアアップ支援のための措置、④待遇に関する事項等の説明義務や雇用安定のための措置、⑤労働契約申込みなし制度（平成24年改正、平成27年10月1日施行、派遣禁止業務、無許可の派遣を受け入れた場合、期間制限違反、派遣偽装の場合に労働契約の申込があったとみなす制度）、です。

各制度や改正の内容の詳細については、今後のテーマごとの紹介の中で詳しく触れていきたいと思います。



# 料金のご案内

## 一般的な料金の概要

**ご相談料** 事件受任の場合は頂戴しません。

30分	3000円プラス消費税
1時間	5000円プラス消費税

予約電話番号 **043-225-3041**

## 業務内容

不動産

会社経営

貸金請求

労災

相続

民事再生・破産手続き

金融

消費者問題

交通事故

刑事事件

離婚

家族問題

成年後見制度



● エバーニュースバックナンバーはホームページに掲載しております。

## 参考例

以下は、良くある場合について一例として費用について掲げました。

その他の事例や基準の詳細については当事務所のホームページで報酬基準詳細をご覧ください。

### 1 金銭請求

たとえば600万円の請求をする場合には（仮差押えがない裁判のみの場合）

着手金	30万円プラス消費税
預り金	10万円程度
報酬	全額回収できた場合 60万円プラス消費税
200万円のみの場合	32万円プラス消費税

### 2 刑事事件

たとえば、窃盗で逮捕された場合、

着手金	30万円から50万円プラス消費税
預り金	5万円程度
報酬	30万円から50万円プラス消費税

\* 執行猶予が付いた場合や刑の軽減となった場合です。

### 3 成年後見

たとえば、認知症の方について成年後見を申し立てる場合

申立着手金	10万円から20万円プラス消費税
預り金	5万円程度

それ以外に鑑定費用（精神科医師の費用ですが5万円から10万円が目安）

# 事務所のご案内



〒260-0013 千葉市中央区中央4-12-1 KA中央ビル4階

## エバー総合法律事務所

代表 弁護士 菊地秀樹（千葉県弁護士会所属）

TEL 043-225-3041

FAX 043-225-0071

### 業務時間

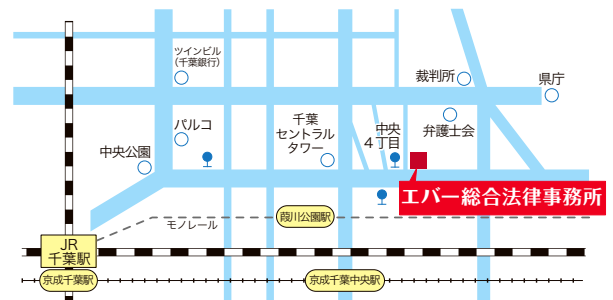
午前9時より午後6時まで

\* なお、ご相談時間については夜間、土曜日などご要望の場合にはご相談ください。

### ホームページ

<http://ever-lawyers.jp/>

「エバー総合法律事務所」で検索を



● 千葉駅 2 番バス乗り場より乗車。2つ目の「中央4丁目」下車  
● 駐車場は周りの有料駐車場をご利用下さい。